

## 会社承継書面に意思を

中小企業では、会社の株を1人だけが持っていることがたくさんあると思われませんが、その1人株主が亡くなられた時、以下のような事態が生じることがあります。

Aさんは、Z株式会社の1人株主かつ代表取締役。相続人は2人の息子で、東京にいるCさんと、Aさんの事業を手伝っていたDさんです。AさんはDさんを会社の



### 弁護士 山本 尚さん



後継ぎにしようと考えており、「俺のあとは、お前にまかせる」と生前言っていました。しかし、遺言書や贈与契約書はありません。Dさんは、Z社の株式全てを取得できるでしょうか。

このような事例で弁護士が、Dさんから「私は全ての株を取得できますか」と聞かれれば、「今のままでは取得できません」と答えます。

なぜならば、Aさんは「お前にまかせる」と言っていました。これでは正式な遺言にはあたりません。Aさんがご存命の時、Dさんに株を贈与することもしていないためです。

Aさんの意思を実現するためには、Aさんは生きていたうちに意思を書面に残すこと(遺言書などを作成する)が最も良い方法だったのです。会社の承継は、事前の準備が大切です。

弁護士は、裁判に関わる活動だけでなく、色々な活動をしています。会社をうまく次世代に引き継ぎたいと、お考えの方にとっても、身近な相談相手でありたいと思っています。

(山陰リーガルクリニック)  
益田事務所